

(事業主の方へ)

7月9日から新しい在留管理制度がスタート!

外国人労働者の雇入れ・離職の際は、 在留カードを確認し、ハローワークへ届け出てください

すべての事業主は、雇用対策法に基づき、外国人の雇入れと離職の際に、その氏名、在留資格、在留期間などについて確認し、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。

出入国管理及び難民認定法の改正などにより、2012年7月9日から、中長期在留者※¹には、これまでの外国人登録証明書に代わって新しく「在留カード」が交付されます。外国人労働者を雇用する事業主の皆さまは、以後「在留カード」を確認し確実に届け出を行ってください※²。

※¹ 中長期在留者とは、以下のいずれにもあてはまらない人です。

①「3月」以下の在留期間が決定された人 ②「短期滞在」の在留資格が決定された人 ③「外交」または「公用」の在留資格が決定された人 ④これら①～③に準じるものとして法務省令で定める人 ⑤特別永住者 ⑥在留資格のない人

※² 外国人雇用状況の届出対象となる事業主の方は、出入国管理及び難民認定法第十九条の十七に基づく所属機関による地方入国管理局への届け出は不要です。詳しくは、お近くの地方入国管理局へお問い合わせ下さい。

届出事項 ※ ⁷ は外国人労働者が 資格外活動を行う場合のみ	① 氏名	② 在留資格	③ 在留期間	④ 生年月日
	⑤ 性別	⑥ 国籍・地域	⑦ 資格外活動許可の有無	

1. 在留カードを持っている外国人の場合

在留カードの提示を求め、届出事項を確認し、在留カードの表記どおりに、外国人雇用状況届出書に記入してください。(注) 届出書の氏名欄は、ローマ字又は漢字で記載してください。

<在留カード>

(表面)

① 日本国政府 GOVERNMENT OF JAPAN
④ 氏名 TURNER ELIZABETH
⑤ 生年月日 1985年12月5日 ⑥ 性別 女 F 国籍・地域 米国
② 在留資格 留学
③ 在留期間(満了日) 4年3月 (2018年10月20日)
許可の種類 在留期間更新許可(東京入国管理局長) MOJ
許可年月日 2014年06月10日 交付年月日 2014年06月10日
このカードは 2018年10月20日まで有効 です。

(裏面)

⑦ 資格外活動許可欄
許可: 原則週 28 時間以内・風俗営業等の従事を除く

住居地記載欄
届出年月日 2014年12月1日 住居地 東京都港区港南5丁目5番30号 記載者印 東京都港区長

在留期間更新等許可申請欄
在留資格変更許可申請中

<外国人雇用状況届出書>

(雇用保険の被保険者ではない場合)

様式第3号(第1号表関係) (表面)
届出に係る外国人雇用状況届出書
平成29年10月1日時点で
雇に雇い入れている者

在留期間の欄は、満了日を記入してください

(雇用保険の被保険者となる場合)

様式第3号(第1号表関係) (裏面)
外国人雇用状況届出書
平成29年10月1日時点で
雇に雇い入れている者



厚生労働省

都道府県労働局

ハローワーク

●在留カードを持っていない外国人については、裏面をご覧ください→

2. 在留カードとみなされる「外国人登録証明書」を持っている外国人

2012年7月9日時点での、本人が有する在留資格およびその年齢により、次の期間、「外国人登録証明書」が在留カードとみなされます。

在留資格	年齢	「外国人登録証明書」の有効期間
永住者	16歳以上	2015年7月8日まで
	16歳未満	2015年7月8日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで
特定活動※	16歳以上	在留期間の満了日または2015年7月8日のいずれか早い日まで
	16歳未満	在留期間の満了日、2015年7月8日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで
上記以外の在留資格	16歳以上	在留期間の満了日
	16歳未満	在留期間の満了日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで

※ 特定研究活動等により「5年」又は「4年」の在留期間が付与されている人に限ります。

この場合、「外国人登録証明書」によって届出事項の①～⑥を確認してください。届出事項は証明書の表記どおりに記入し、⑦については、次のいずれかで確認してください。

⑦旅券の資格外活動許可証印 ⑧資格外活動許可書 ⑨就労資格証明書

※届出書の氏名欄は、外国人登録証明書の表記どおりに、「ローマ字のみ」又は「漢字のみ（氏名の一部に用いられているひらがな・カタカナを含みます。）」のいずれか一方で記載して下さい。

ローマ字と漢字の併用はしないで下さい。

(誤) 千代田 JENNIFER YOKO

ちよだ じえにふあー ようこ

(正) CHIYODA JENNIFER YOKO

<外国人登録証明書>



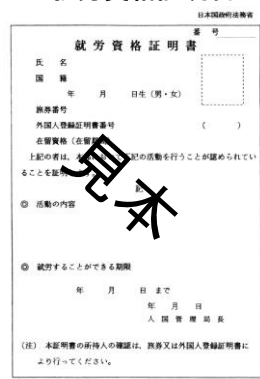
資格外活動許可証印



<資格外活動許可書>



<就労資格証明書>



3. 在留カードや2の外国人登録証明書を持っていない外国人

在留カード及び在留カードとみなされる外国人登録証明書のいずれも所持していない外国人（中長期在留者に該当しない人や、入国管理局から在留カードの郵送待ちの人）については、**旅券（パスポート）※**によって届出事項の①～⑥を確認してください（旅券の表記どおりに記載してください。）。

⑦については、次のいずれかで確認してください。

⑦旅券の資格外活動許可証印 ⑧資格外活動許可書 ⑨就労資格証明書

※事情により旅券を所持していない一部の外国人については、「在留資格証明書」が交付されている場合がありますので、旅券の代わりに、在留資格証明書で確認してください。



↑ 在留資格・在留期間の確認ができます

外国人雇用状況の届け出については、事業所を管轄するハローワークへお問い合わせください。